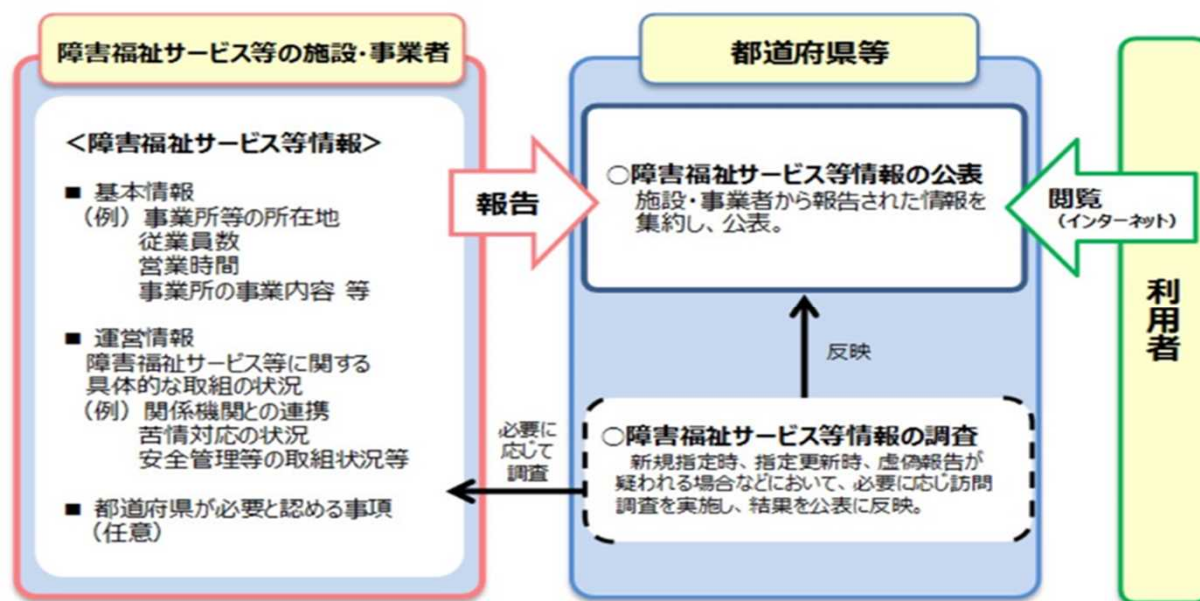


障害福祉サービス等情報公表システムについて

★障害福祉サービス等情報公開制度の概要

利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質の向上に資することを目的として、平成28年5月に成立した改正障害者総合支援法及び児童福祉法において、事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、都道府県知事等が報告された内容を公表する仕組みを創設し、平成30年4月に施行されました。



障害福祉サービス等情報公表システムについて

★経営情報の報告

令和7年9月1日付障障発0901第1項「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」より、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第76条の3の規定による情報公表対象サービス等の経営情報の報告および児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の18の規定による情報公表対象支援の経営情報の報告について、具体的な制度内容が示されました。については、下記事項を留意いただき、期限までに経営情報を報告いただきますようお願いいたします。

★報告期限

- ・令和6年度決算情報:令和8年3月31日
- ・令和7年度(以降)決算情報:会計年度終了後、3か月以内

※決算月が12月～2月の事業所における「令和7年度決算情報」の報告期間は、特例措置として、令和8年4月～6月が報告期限となります。

※詳細は、県ホームページを参照ください。

URL (<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/syougai Fukushi/345026.html>)

障害福祉サービス等情報公表システムについて

★情報公表未報告減算

令和6年度障害福祉サービス報酬改定に伴い、情報公表未報告減算が新設され、障害福祉サービス等情報公表システム(以下「ワムネット」という。)に未登録および未公表の事業所には、情報公表未報告減算が適用されることとなりました。また、**経営情報**についても、期限までに報告がされない場合は、当該減算が**適用**されます(厚生労働省QA参照)。

現在、ワムネットに未登録・未公表の事業所および経営情報(令和6年度決算情報報告期限は**令和8年3月31日**。)が未報告の事業所については、早急に対応が必要です。

登録方法等については、県ホームページを確認ください。

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/syougai Fukushi/345026.html>)

★留意事項

事業所情報について、県にメールを送るだけでは**公表されません**。

県で事業所登録後、各事業所でワムネットにログインし、必須事項を入力の上、「**承認者へ申請する**」を行っていただく必要があります。

※経営情報については、個別の事業所ごとに公表されるのではなく、グルーピングした分析結果を公表するため、個人や事業所が特定される形で公表されることはありません(厚生労働省QAを参照)。